会員様専用 家賃保証サービス

全日ラビー保証について

(一社)全国不動産協会

ジェイリース

全日ラビー少額短期保険株式会社

全日ラビー保証の概要

賃料、原状回復費用、残置物撤去費用、更新料、各種違約金、明渡関連費用等を保証対象とした充実の保証サービスに加え、賃貸住宅の居室内において万が一の事故（孤独死等）が発生した際の損害を補償する居室内事故補償サービスを付帯することで、お客様により一層の安心をお届けいたします。

会員様のメリット

「全日ラビー保証（ラビー少短連携型）」は、ラビー少短の保険代理店として登録がある会員様に対して、「全日ラビー保証」の申込情報をラビー少短の保険申込に連携することで、保険申込にかかる手続きを大幅に削減することが可能となり、入居申込者様と会員様の利便性が向上します。
また、ジェイリースが賃料等と併せてラビー少短の保険料を収納代行及び保証することで、会員様は、更新時も含めた保険料入金確認が不要になるとともに、入居者様が無保険となるリスクも防ぐことができます。
初回時、月額賃料等に対して通常10％のところ、居住用物件の場合、会員様についてはラビー少短連携型の場合20％、未連携の場合は15％の業務委託手数料が支払われます。
さらに、毎年の継続保証料10,000円のうち、ラビー少短連携型の場合3,000円、未連携の場合は2,000円が業務委託手数料として会員様に支払われます。※ラビー少短から支払われる代理店手数料に変更は生じません。
保証内容も非常に充実しており、特に原状回復費用は月額総賃料の4ヶ月分を保証上限としております。

Copyright © J-LEASE Co.,LTD. All Rights Reserved.　2026/9/4

保証プラン

居住用物件プラン（個人・法人）

全日ラビー保証

ラビー少額短期保険連携あり

※保証人の有無によって保証料の変動はありません。
※保証料及び業務委託手数料（事務手数料）率は、月額総賃料に対する料率です。

	保証料（賃借人さま負担）				会員さま業務委託手数料		収納代行サービス
	初回保証料	継続保証料		口座振替システム利用料	初回	年払い	
		月払い	年払い				
J-WINGFLAT《ジェイ・ウィングフラット》毎月毎年支払型	50%	1%	一律 ¥10,000	—	20%	一律 ¥3,000	利用必須
J-WING（ジェイ・ウィング）毎年支払型	50%	—	一律 ¥10,000	¥330（税込）	15%	—	
J-FLAT（ジェイ・フラット）毎月支払型	50%	一律 ¥800	—	—	15%	—	

全日ラビー保証

ラビー少額短期保険連携利用可能

※保証人の有無によって保証料の変動はありません。

	保証料（賃借人さま負担）				会員さま業務委託手数料		収納代行サービス
	初回保証料	継続保証料		口座振替システム利用料	初回	年払い	
		月払い	年払い				
学生プラン 毎年支払型	一律 ¥10,000	—	一律 ¥10,000	—（利用時は￥330）	一律 ¥1,000	—	利用可 ※ラビー少短連携時は必須
既存入居プラン 毎年支払型	一律 ¥10,000	—	一律 ¥10,000	—（利用時は￥330）	—	—	

※最低保証料の設定はありません。業務委託手数料は税込みです。ジェイリースが保証料を受領したものが業務委託手数料の支払い対象です。
※保証料は消費税対象外（非課税取引）となります。

Copyright © J-LEASE Co.,LTD. All Rights Reserved. 2026/9/4

保証プラン

居住用物件プラン（個人・法人）

全日ラビー保証

ラビー少額短期保険連携なし

※保証人の有無によって保証料の変動はありません。
※保証料及び業務委託手数料（事務手数料）率は、月額総賃料に対する料率です。

	保証料（賃借人さま負担）				会員さま業務委託手数料		収納代行サービス
	初回保証料	継続保証料		口座振替システム利用料	初回	年払い	
		月払い	年払い				
J-WINGFLAT《ジェイ・ウィングフラット》毎月毎年支払型	50%	1%	一律 ¥10,000	—	15%	一律 ¥2,000	利用必須
J-WING（ジェイ・ウィング）毎年支払型	50%	—	一律 ¥10,000	— （利用時は￥330）	12%	—	利用可
J-FLAT（ジェイ・フラット）毎月支払型	50%	一律 ¥800	—	—	12%	—	利用必須

全日ラビー保証　事業用物件プラン（個人・法人）

ラビー少額短期保険連携利用可能

	保証料（賃借人さま負担）				会員さま業務委託手数料		収納代行サービス
	初回保証料	継続保証料		口座振替システム利用料	初回	年払い	
		月払い	年払い				
J-AKINAI＝ ジェイアキナイ＝	100%	—	10%	— （利用時は￥330）	10%	—	利用可 ※ラビー少短連携時は必須

※最低保証料の設定はありません。業務委託手数料は税込みです。ジェイリースが保証料を受領したものが業務委託手数料の支払い対象です。
※保証料は消費税対象外（非課税取引）となります。

Copyright © J-LEASE Co.,LTD. All Rights Reserved.　2026/9/4

保証範囲

居住用物件プラン

保証限度額 月額総賃料の24ヶ月分

保証期間 入居日から退去明渡日まで

	保証内容
月額賃料等	保証対象：家賃、共益費、管理費、駐車場、町区費、消費税等。
保険料	全日ラビー少額短期保険の保険料（連携ありプラン、他利用時のみ）
変動費	水道料、光熱費
退去費用 （原状回復費、残置物撤去費用など）	月額総賃料の4ヶ月分まで（ガイドラインに準じて、賃借人負担とすることに合理性があるもの） ※居室外で死亡事故が発生した場合：月額総賃料４ヶ月の範囲で最大３０万円まで
	保証対象：退去時の修繕費、ハウスクリーニング、畳表替、カギ交換費、残置物撤去費、ゴミ処理費等の合計
早期解約違約損害金	月額総賃料の２ヶ月分まで（賃貸借契約日から１年未満の場合） 月額総賃料の１ヶ月分まで（賃貸借契約日から１年以降～２年未満の場合）
解約予告通知義務違約金	月額総賃料の１ヶ月分まで
賃貸借更新料・事務手数料	賃貸人が受け取る更新料、会員が受け取る更新事務手数料
明渡訴訟費用等	原契約解除から物件明け渡しまでに要した通知・支払督促・訴訟その他法的手続に必要な費用（訴訟代理人費用を含む）

Copyright © J-LEASE Co.,LTD. All Rights Reserved. 2026/9/4

死亡補償

居室内での事故補償

賃貸住宅居室内において、事故（孤独死、自殺または犯罪死）が発生した際に損害を補償します。



※死亡案件とは、賃貸住宅内で自殺、犯罪死（注1）または孤独死（注2）が発生し、直接の原因が賃貸住宅の戸室内（専有部分、ベランダ等の専用使用部分を含む）で発生すること
※孤独死とは、居住者が誰にも看取られることなく、その居住者の賃貸住宅内で死亡すること

補償内容

概要を説明したものです。ご加入（契約）にあたって詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください

		補償の概要	補償期間	補償額
原状回復費用		死亡案件が発生した居室内の修復・改装・清掃・消毒・脱臭の費用補償（ただし敷金を超えたもの） ※居住者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧する費用を含む	**補償事由発生日から３６５日以内** ※補償事由の発生した日を含める	**上限：合計１５０万円** ※復旧期間中（補償事由の発生した日を含めて365日以内）に支出を余儀なくされた原状回復費用、事故対応費用、再発防止費用
事故対応費用		死亡案件により発生した遺品整理・通信費・見舞金当の費用補償		
事故再発防止費用		死亡案件の再発防止に伴う建物改造費・機器費用等の費用補償		
家賃損失損害	空室期間の家賃補償	死亡案件発生により空室となり、家賃収入が途絶えた場合の補償	**上限：１２ヶ月** ※空室期間と値引期間の合計 ※隣接賃貸住戸の場合、補償事由の発生した日から180日以内	**月額家賃×８５％** ※隣接賃貸住戸の場合、1事故100万円が限度
	値引期間の家賃補償	死亡案件発生により空室となり、通常家賃から値引きして契約入居になった場合の減少分を補償		**月額家賃減少額×８５％** ※家賃減少損失の補償期間は家賃損失に対する補償期間内に生じた損失利益に限る

（注1）自殺、犯罪死の直接の原因が賃貸住宅内で発生し、その死亡が賃貸住宅外で発見または確認された場合においても、賃貸住宅内で発生したものとみなします。
（注2）孤独死を直接の原因として賃貸住宅に物的損害が発生した場合に限ります。物的損害には破損・汚損のほか、臭損害を含みます。
（注3）特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10 年法律第114 号）第6 条第2 項から第4 項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。）の発病により発生した補償事由による　損害は、保険金の支払いはできません。

Copyright © J-LEASE Co.,LTD. All Rights Reserved.　2026/9/4

ご利用にあたっての留意事項

1.「全日ラビー保証」の利用を希望する会員様は、ジェイリース株式会社と保証業務協定書の締結が必要です。
すでに同社と同協定書を締結している会員様も、ジェイリース株式会社に「全日ラビー保証」の利用を希望する旨を連絡する必要があります。この場合、あらためての保証業務協定書の締結は不要です。

2.「全日ラビー保証（ラビー少短連携型）」は、ジェイリース保証の取扱店かつラビー少短の保険代理店である会員だけが扱えるプランです。
ラビー少短の保険代理店になるには、財務局への届出等に数週間を要するため、前倒しの申請が必要です。

3.「全日ラビー保証（ラビー少短連携型）」は、ジェイリース家賃保証契約とラビー少短保険契約を同時に、かつ新たに契約する場合だけに適用されます。
ジェイリース保証の既契約者（賃借人）が新たにラビー少短の保険に加入しても、当該プランの対象にはなりません。

4.「全日ラビー保証（ラビー少短連携型）」は、所定の方式を採った場合だけに適用されます。具体的には、ジェイリース保証契約のデータを使用したラビー少短代理店システム「Rabby-Agent」内の特設画面から少短保険を契約し、保険料の収納をジェイリースに任せる方式です。
ジェイリースの保証契約と別個にラビー少短の保険を契約し、保険料を領収した場合は、当該プランの対象にはなりません。

「全日ラビー保証」に関するお問い合わせ・利用申し込みは、

ジェイリース株式会社（全国共通ナビダイヤル：0570-010-201）までお願いします。

「全日ラビー住まいの保険」「テナント総合保険」に関するお問い合わせは、

全日ラビー少額短期保険株式会社（03-3261-2201）までお願いします。

Copyright © J-LEASE Co.,LTD. All Rights Reserved.　2026/9/4